

平成27年12月定例会 企画財政委員会の概要

日時 平成27年12月16日(水) 開会 午前10時 5分
閉会 午後 2時12分

場所 第1委員会室

出席委員 中野英幸委員長

荒木裕介副委員長

松澤正委員、永瀬秀樹委員、土屋恵一委員、鈴木弘委員、野本陽一委員、
水村篤弘委員、山川百合子委員、井上航委員、藤林富美雄委員、西山淳次委員

欠席委員 なし

説明者 中原健一企画財政部長、山口均IT統括幹、小島康雄企画財政部副部長、
萩原由浩改革政策局長、土田保浩地域政策局長、北島通次企画総務課長、
吉田雄一企画総務課政策幹、細野正計画調整課長、堀光敦史財政課長、
山崎明弘改革推進課長、黒坂和実情報システム課長、竹中健司地域政策課長、
徳重覚市町村課長、勝村直久土地水政策課長、竹島晃交通政策課長

吉浦伸和会計管理者、中川典之出納総務課長、渡辺亨会計管理課長

伊藤宏治監査事務局長、武井大介監査事務局副事務局長兼監査第一課長、
小林貞雄監査第二課長

瀧本治高齢者福祉課副課長、大木正仁少子政策課副課長

大森享建築安全課副課長、後上等住宅課副課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第107号	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第123号	当せん金付証票の発売について	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
第22号	地方自治の尊重を政府に求める意見書の提出を求める請願	不採択

所管事務調査

- 1 地域の未来を考える政策プロジェクト会議について
- 2 平成28年度税制改正について
- 3 政府関係機関の地方移転について

報告事項

マイナンバー制度について

その他

政府関係機関の地方移転中止を求める意見書を委員会として提出することとした。

【付託議案に対する質疑】

永瀬委員

- 1 第107号議案に関する権限移譲によって、交付税など県の歳入で財政面の影響はあるのか。
- 2 現在、第4次方針に基づいて権限移譲を進めているということだが、県から市町村への権限移譲を推進するためには、市町村の意向を踏まえることが重要だと考える。県では、権限移譲に当たって、市町村の意向を十分踏まえているのか。
- 3 権限移譲には人的支援に加えて、市町村が移譲を受けた事務処理を滞りなく行うためには、財政的にもしっかりと支援する必要がある。市町村に対して、事務処理に必要な財源はどうなっているのか。

地域政策課長

- 1 歳入面での影響はほとんどないのではないかと考えている。一方、権限移譲を受けた市町村に対して交付金を支出しているため、歳出面での影響はある。現在、平成28年度予算を算定中ではあるが、現在の試算によると、新たな移譲事務である認定こども園の認定は約17万円、サービス付き高齢者向け住宅の登録は約8万円、特定建築物環境配慮計画の受理は約46万円となっている。また、パスポートの事務については、旅券事務交付金で、平成28年度予算に向けて県民生活部が精査中であり、金額が動くこともあるが、所沢市は約660万円、狭山市は約310万円、熊谷市は約110万円の支出を見込んでいる。
- 2 県では市町村に対し、毎年4月に権限移譲の説明会を行っている。市町村ではそれぞれの実情を踏まえ、権限移譲を受けようと考えている事務について「権限移譲計画シート」を作成している。その「権限移譲計画シート」に基づき、県では毎年全ての市町村と個別に意見交換を行っており、今年も7月から8月に掛けて意見交換を行った。この中で、平成28年度の移譲希望事務や、移譲に当たっての課題、県に求める支援などを伺った。最終的には10月に文書による法定協議を行い、各市町村から正式な同意をいただいております。市町村とは十分な協議を行っていると考えている。
- 3 事務処理に要する経費については、埼玉県分権推進交付金により必要な財政措置を行っている。平成27年度は63市町村に対し、6億6,073万5,000円を交付した。交付金の算定に当たっては、処理件数などを基に移譲事務ごとに県で処理した場合にかかる経費を積算し、一部を均等割り、残りを人口や面積などの客観的な指標により配分している。交付金の算定基準は3年ごとに見直しており、現在は平成26年度に見直した基準で交付している。見直しに先立って実施した平成26年2月の市町村アンケートでも、約90%の市町村から適切である、又は大きな問題はないとの回答をいただいております。適切な交付金措置がなされていると考えている。

永瀬委員

- 1 市町村によって財政規模は異なっている。アンケートでは90%が満足とのことだが、残り10%は課題があるということであり、必ずしも市町村の意向とは合っていない部分もあると思われる。今後も、財源に関して市町村との合意が形成されるよう、配慮いただきたい。(要望)

- 2 第123号議案に関して、平成28年度における宝くじの発売限度額は、昨年度と同様の400億円とのことだが、過去5年間における発売限度額の推移はどうなっているのか。
- 3 近隣自治体における発売限度額の推移は、どのようになっているのか。
- 4 過去5年間における宝くじの発売額の推移は、どうなっているのか。
- 5 宝くじの収益について、文化事業、太陽光発電、With You さいたまに対して、それぞれにいくら充てているのか。
- 6 宝くじの収益について、予算の款別支出の推移はどうなっているのか。

財政課長

- 2 過去5年間は400億円で据え置いている。
- 3 近隣自治体として、東京都と神奈川県では、平成28年度に限度額を変更する見込みであるが、そのほかの自治体は同額で据え置いている。東京都は宝くじの収益をオリンピック・パラリンピックに係る事業に充当し、前年度比プラス2.2%とする見込みである。また、神奈川県は3年ごとに県と政令市との配分のルールを見直すこととなっており、今年度はその見直しのタイミングにあたっており、限度額を変更する見込みとなっている。
- 4 過去5年間における宝くじの発売額は、350億円からおおむねプラスマイナス25億円で推移している。具体的には、平成26年度が367億円、平成25年度が365億円、平成24年度が364億円、平成23年度が374億円、平成22年度が335億円となっている。
- 5 平成26年度決算ベースで、文化事業には約12.8億円、太陽光発電には約200万円、With You さいたまには約1億円を充当している。
- 6 宝くじの収益は一般財源であるので、款別では集計していない。

井上委員

サービス付き高齢者向け住宅の登録等についての権限移譲は、政令指定都市及び中核市以外で初めて移譲を行うのか。

地域政策課長

本県では和光市が初めてである。なお、全国では4県で政令指定都市及び中核市以外に権限移譲をしている。

井上委員

和光市は地域包括ケアシステムの推進のための一方策として、権限移譲を積極的に進めている。市町村に権限移譲を推進することによって、地域包括ケアシステムの確立を進めていくという方策について、県としてどう考えるか。

地域政策課長

地域包括ケアシステムは市町村が主体となって進めていくこととなるが、県としては市町村が自らのまちづくりに必要な施策を実現するため、市町村の意向を踏まえ、協議しながら権限移譲を進めている。地域包括ケアシステムについて、和光市が主体的に取り組みたいということで権限移譲を行うものであり、今回議案を提出したものである。

井上委員

市町村への権限移譲に当たっては、権限移譲後も県でもしっかりとサポートしてほしいと考えているが、県はどう考えているか。

地域政策課長

県として、権限移譲をした後も説明会を開催するなどフォローを行っているところである。今後もしっかりとサポートしていきたい。

西山委員

- 1 第107号議案について、サービス付き高齢者向け住宅の登録事務などを移譲することだが、和光市が移譲を受けた場合にも、県の計画によって建設をコントロールすることはできるのか。
- 2 宝くじの発売限度額は400億円となっているが、その結果として何割くらいが県の収益となっているのか。

地域政策課長

- 1 県の埼玉県高齢者居住安定確保計画では、サービス付き高齢者向け住宅の供給目標を設定しているが、この計画によって建設を抑制するものではない。法令の基準に合致していれば登録することとなる。

財政課長

- 2 実際の発売額は350億円程度で、発売限度額の9割程度であるが、収益はその発売額の約4割程度で推移している。具体的には、平成26年度が141億円、平成25年度が147億円、平成24年度が142億円、平成23年度が145億円、平成22年度が137億円となっている。

西山委員

サービス付き高齢者向け住宅の登録が県から市に変わるだけで、登録をコントロールすることはできないのか。

住宅課副課長

平成28年1月からは、事業者がサービス付き高齢者向け住宅の整備に当たって国の補助金を受けるためには、市町村の意見聴取を受けることが義務化される予定である。市町村は、地域における高齢者住宅の必要量の確保や医療・介護施設との連携、公共交通機関とのアクセスなどの観点から意見を述べることができる。市町村の意見がサービス付き高齢者向け住宅の整備に反対で、国がその意見を合理的と認めた場合は、補助金が交付されない。こうした点では、登録に当たって市町村の意見が反映され、コントロールされるようになると考えている。

【付託議案に対する討論】

なし

【請願に係る意見（議請第22号）】

松澤委員

議請第22号「地方自治の尊重を政府に求める意見書の提出を求める請願」について不採択とすべき立場から発言する。本請願は、政府による行政不服審査請求は制度の乱用であるとして、地方自治の尊重を求める意見書を国に提出することを求めるものである。国が地方自治を尊重しなければならないこと、そして、国と地方自治体は対等な立場であることは言うまでもない。その一方で、国と地方自治体の意見が対立した際に、これを調整することは、我が国の法的安定性を確保する上で必要なことである。本請願では、国が行政不服審査法に基づく審査請求を用いたことを制度の乱用と指摘している。しかし、国は事業者として承認取消という行政処分を受けたのであり、審査請求を行うことは、正当なことであると考ええる。それを地方自治尊重の問題にすり替えることは、適切ではないと考える。したがって、請願が求める申入れを国に対して行う必要はなく、本請願は不採択とすべきである。

【所管事務に関する質問（地域の未来を考える政策プロジェクト会議について）】

永瀬委員

- 1 地域の未来を考える政策プロジェクト会議、いわゆる未来会議の開催目的、メンバー、議論のテーマ、開催状況はどうなっているのか。
- 2 県の地域振興センターのホームページでは、未来会議の開催状況を掲載しているセンターと掲載していないセンターがある。県民に統一的に公開すべきと考えるがどうか。
- 3 政令指定都市であるさいたま市では、未来会議は設置されているのか。設置されている場合、会議の状況等は把握しているのか。
- 4 今後、地方創生を進めていく中で、未来会議での成果をどのように県や市町村の施策に反映させていくのか。

地域政策課長

- 1 未来会議の設置目的は、超少子高齢社会などの中長期的な課題に広域的に対応するため、県内を10地域に分け、地域振興センター単位で市町村とともに、どうしたら圏域の課題を解決できるのか、議論するために開催している。メンバーは地域振興センターが中心となり、管内市町村の政策担当者のほか、金融機関や大学の関係者にも参加いただき、幅広く意見をいただいている。議論のテーマは超少子高齢社会に向けてどうしたら定住人口が増えるか、観光振興ができるかなどを話し合っている。例えば、西部地域では20歳の若者が転出超過であるが、若者の地域への愛着を高めるため、高麗郡建郡1300年記念事業など地域の魅力を発信する事業に広域的に取り組もうとしている。開催状況はセンターによって異なるが4回から11回、10センターで延べ62回開催している。
- 2 未来会議は各地域振興センターがコーディネーターとなって開催しており、北部地域振興センターでは市町の意向を確認しながら会議資料を掲載している。開催状況の公表については、施策の検討途中であるので、結果がまとまってからではないと難しい部分もあるが、委員の御指摘を踏まえ、なるべく公開する方法で検討してまいりたい。
- 3 政令指定都市であるさいたま市には、少子高齢化などの課題に主体的に取り組んでおり、未来会議を設置していない。しかし、11月12日に開催された県とさいたま市の企画調整協議会において、県の総合戦略の策定状況や同市の総合戦略案について相互に説明し、意見交換を行ったところである。このほか総合戦略の策定状況については、同

市から情報をいただき状況把握に努めている。なお、同市は総合戦略を11月24日に策定済みである。

- 4 未来会議には市町村の政策担当者が出席しているので、そこでの議論を各市町村に持ち帰り、少子化などの課題解決の取組に役立てていただきたいと考えている。また、未来会議で市町村が実施する事業は国の交付金の活用のほか、ふるさと創造資金の活用により支援していくことも考えている。

永瀬委員

各地域振興センターでの議論の進み具合はどうなっているのか。北部地域振興センターの資料を見ると大分進んでいるように思われるが、ほかのセンターも同じようなレベルで進んでいるのか。

地域政策課長

地域振興センターによって内容は異なるが、圏域の課題を分析して、解決策を議論しているのは同じである。現在、各振興センターとも提案がまとまってきたと聞いている。既に一部の地域振興センターとは始めているが、本庁から職員がセンターに行き、市町村と意見交換し、会議のまとめに入りたいと考えている。

永瀬委員

現時点で把握している、各センター別の会議の進捗状況について、資料請求したい。

委員長

ただ今、永瀬委員から未来会議についての資料請求があったが、本委員会として請求することに、異議あるか。

< 異議なし >

委員長

異議なしと認め、そのように決定した。

執行部におかれては、速やかに提出願う。

なお、資料については、提出があり次第、控室に配布しておく。

永瀬委員

未来会議の地域区分は、歴史的な経緯、文化や経済的な結び付きを考慮したはっきりとした地域割りになっているのか。現在の地域区分に応じて、これからの5か年計画や総合戦略を進めていくことになるのか。

地域政策課長

未来会議の地域区分は、現在の5か年計画の一つ前の計画の際に決められた区分を所与のものとして扱っている。今後については、5か年計画等の見直しに合わせて、県民生活の実状を踏まえて対応することになると考えている。

野本委員

現在の地域区分が決定された際には、議論は行われていないはずである。交通や人口の

問題を考慮し、地域振興センターの設置場所が現状にあっているかどうかを今後議論していくべきと考えるがどうか。

企画財政部長

現在の11の地域振興センター、事務所の区分けは、現行5か年計画の前の地域区分に基づいており、保健医療計画や地域の通勤状況を勘案しながら決めたものである。現行5か年計画はその際の地域区分を継承しながら、県南ゾーン、県圏央道ゾーン、県北ゾーンといった3つの区分も考えながら区分を考えた。次期5か年計画の準備を進めていかなければならないが、現在の区分を所与のものとして、検討して示したい。

野本委員

執行部から、まち・ひと・しごと創生総合戦略案の提出があったが、県内は子育て支援をしなければならない人口増の地域と人口を増やしていかなければならない人口減の地域と明確に課題が2つに分けられている。県にどのような課題があるかを考え、地域への対応を考えていかなければならない。これまでの区分ではなく、地域区分を見直すべきと考えるがどうか。

企画財政部長

今回提案した総合戦略においても、東京に近い所、そうではない所の特徴を十分に検討したところである。ただし、2地域の中でも違いがあるため、更に分析させていただいた。次期5か年計画では、区分として何が適切であるか検討させていただきたい。

野本委員

現行の5か年計画においても、まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、ほぼ同様の課題となっている。南部については子育て支援、北部については人口維持であるが、わざわざ細分化していく理由があるのか疑問が残る。(意見)

井上委員

ほかの委員の質疑では、地域区分を大きく2つに分けるという意見と細かく分析するべきという意見があったが、執行部としてはどう捉えているのか。

企画財政部長

区分にはいろいろな捉え方がある。区分決定に際して何を重視するかは、議会からも御意見をいただきながら検討してまいりたい。

【所管事務に関する質問（平成28年度税制改正について）】

野本委員

- 1 消費税の軽減税率が導入されるとのことだが、埼玉県の歳入への影響額はどのくらいか。
- 2 平成28年度税制改正大綱案の中で、地方法人特別税が廃止されることとなったが、一番恩恵を受けている埼玉県への影響額はどのくらいか。

財政課長

- 1 本日の新聞で、総務大臣が「マクロで3,000億円超の減収になる」と発言したと

の記事があった。これは交付税の原資となるはずのもので、交付税の配分額に影響するが、現時点では情報が不足しており試算ができない。今後、国の動きに注視しながら、予算編成の中で対応していく。

- 2 地方法人特別税と地方法人特別譲与税については、平成26年度税制改正において段階的に廃止することとされ、平成29年4月以降法人事業税に復元されこととなった。この地方法人特別税の制度により、平成26年度決算ベースで約380億円の増収となっており、制度が廃止されればこの金額相当が減収となるものと見込んでいる。これについても、詳細が分かり次第、精査していく。

【所管事務に関する質問（政府関係機関の地方移転について）】

井上委員

- 1 現在国では地方創生の一環として、政府関係機関の地方移転の検討が進められているが、県内で対象となっている機関名及び所在市町村名について伺いたい。
- 2 今後のスケジュールはどうなっているのか。
- 3 塩川副知事が国に移転反対の要望をしたと伺っているが、どのようなやり取りがあったのか。
- 4 和光市には理化学研究所及び保健医療科学院があるが、理化学研究所は科学技術における連携や地域への還元など結び付きが強いと考えるが、どのように認識しているのか。
- 5 政府関係機関は移転に慎重であると報道されているが、同機関は移転についてどのように考えているのか。

計画調整課長

- 1 国際交流基金日本語国際センター、農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センターはさいたま市、理化学研究所、保健医療科学院は和光市、科学技術振興機構は川口市、環境調査研修所は所沢市となっている。
- 2 国は近日中に有識者会議を開催し、道府県からの提案について議論し、来年3月までに移転の基本方針を決定する予定と聞いている。
- 3 塩川副知事が国に対し、いずれの機関も県や地元市とのつながりが強く、現在地での存続を強くお願いするとの要望を行った。国からはまち・ひと・しごと創生本部の地方創生総括官が対応され、実情は分かったとの回答があった。
- 4 理化学研究所には、先端産業創造プロジェクトの推進をはじめ、本県の科学技術・産業施策に多大な貢献をいただいている。他道府県からの移転の要望が多い施設であるとともに、1500人を超える職員が勤務するなど、地元には大きな影響のある機関であると認識している。
- 5 国への要望については、知事と市長名で行ったものであり、政府関係機関は入っていない。なお、要望書を作成する過程において、国際交流基金日本語国際センター及び農業・食品産業技術総合研究機構の2つの機関は移転に反対であることを確認している。

井上委員

埼玉県と東京都の都県境にある自衛隊体育学校は移転の候補になっているのか。

計画調整課長

国のリストには東京都に所在する機関として入っており、国とのヒアリング等は東京都が対応している。東京都は政府関係機関移転には総論として反対であり、国に慎重な対応

を求めていると聞いている。

井上委員

- 1 移転の影響は、多額の移転費用や研究の停滞など多方面に及び、国にとってもマイナスであると考え。理化学研究所など政府関係機関の移転の中止に向けて、今後も市と一層連携してもらいたいと思うが、決意を伺う。
- 2 自衛隊体育学校の所管が東京都であることは理解するが、本県にとっても欠かせない施設である。オリンピックに出場する選手を多数輩出することも期待されている。県でも何か取組ができないのか。

計画調整課長

- 1 理化学研究所については、本県の科学技術・産業振興の重要なパートナーであり、連携に係る協定も締結している。窓口の産業労働部としても地元とスクラムを組んで取り組んでいくとのことであり、県としてしっかり対応していく。
- 2 都が一義的には対応しており、都の対応を確認することとしたい。また、地元の意向も確認の上、今後の対応を検討してまいりたい。

【「政府機関の地方移転中止を求める意見書（案）」に対する提案説明】

鈴木委員

現在、国では「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地方創生の一環として政府関係機関の地方移転について検討が進められている。平成 27 年度内にも移転する機関とその移転先を決める予定とされている。埼玉県内では、独立行政法人国際交流基金日本語国際センター、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター、国立研究開発法人理化学研究所、国立保健医療科学院、国立研究開発法人科学技術振興機構、環境調査研修所及び自衛隊体育学校が政府関係機関の移転の検討対象となっている。これらの政府関係機関はそれぞれの地域に根ざしており、各自治体とも良好な連携関係が形成されていることから、雇用やまちづくりにおいても欠かせない存在となっている。そのため、地方移転が実施された場合、地域経済へ多大な影響を与えることとなる。加えて各機関においても交通の利便性や人材の確保の観点から地方移転にはデメリットが大きい。東京圏への一極集中を是正するための移転であるが、多大な移転費用を伴う上、移転に伴う業務や研究の停滞は国益の観点からもマイナスである。よって、本県に所在する政府関係機関の地方移転については、所在地の自治体などの意見を尊重し、実施しないよう強く求める。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出したい。

【「政府機関の地方移転中止を求める意見書（案）」に対する質疑】

なし

【「政府機関の地方移転中止を求める意見書（案）」に対する討論】

なし